

# 事業所内・院内保育施設ご利用の方向け補助金のご案内(R7年度版)

★令和7年9月以降のご利用分から、第1子の方も補助対象になります。



## スケジュール

**注意**

最終申請締切: 令和8年4月14日

**注意**

| 申請可能期間           | 申請締切日      | 口座振込み時期   | 次回申請の案内<br>※申請締切日までにご提出された方にお送りします |
|------------------|------------|-----------|------------------------------------|
| 第1回<br>(4月～6月分)  | 令和7年7月14日  | 令和7年8月下旬  | 令和7年9月下旬                           |
| 第2回<br>(4月～9月分)  | 令和7年10月15日 | 令和7年11月下旬 | 令和7年12月下旬                          |
| 第3回<br>(4月～12月分) | 令和8年1月14日  | 令和8年2月下旬  | 令和8年3月中旬                           |
| 第4回<br>(4月～3月分)  | 令和8年4月14日  | 令和8年5月下旬  |                                    |

随時: 保育の必要性認定の更新手続き(認定取消になった場合補助対象外です)

※各回の締切を過ぎてしまった場合も、速やかにご申請ください。4月分まで遡って次の回で審査の上、お支払いいたします。

※ただし令和8年4月14日までに申請がない場合、いかなる場合も補助金はお支払いできません。

## 申請方法



- ✓同封されている領収書兼保育提供証明書を保育園に記入してもらってください。
- ✓電子申請でご申請ください。(所要時間: 10分程度)
- ✓こちらの二次元コードから申請画面へ進めます
- ✓パソコンからの申請の場合のURLはこちら

<https://logoform.jp/form/JqMJ/631206>

## 区内対象施設一覧

令和7年8月現在

| No. | 施設名           | 住所         | No. | 施設名                      | 住所                |
|-----|---------------|------------|-----|--------------------------|-------------------|
| 1   | ヤクルト 桜新町保育園   | 用賀3-3-21   | 6   | 関東中央病院院内 保育室             | 上用賀6-24-20        |
| 2   | 三軒茶屋病院 保育所    | 三軒茶屋1-29-1 | 7   | とまと保育室                   | 奥沢2-7-17-102      |
| 3   | 玉川病院院内保育室     | 瀬田4-8-41   | 8   | 世田谷神経内科病院<br>さくらんぼ保育室    | 等々力6-37-6         |
| 4   | 有隣病院院内 保育室    | 船橋2-15-38  | 9   | ひだまり保育室 ※R7.6.30まで       | 池尻3-9-13大橋臨床研究棟1階 |
| 5   | 東京都立松沢病院院内保育室 | 上北沢2-1-1   | 10  | 国立成育医療研究センター<br>成育ほえみ保育園 | 大蔵2-11-2          |

## 月額補助上限金額※1

※9月以降、認可外保育施設ご利用分の補助金額が変わります！区側の審査処理で金額の切り替えを行いますので、ご申請方法に変更はございません！

| クラス年齢     | 住民税   | 子どもの順番  | 令和7年4月～8月<br>までのご利用分 | 令和7年9月以降<br>のご利用分 |
|-----------|-------|---------|----------------------|-------------------|
| 0から2歳児クラス | 課税世帯  | 第2子以降のみ | 25,000円              | 80,000円           |
|           | 非課税世帯 | 不問      | 67,000円              |                   |
| 3から5歳児クラス | 不問    | 不問      | 57,000円              | 77,000円<br>※2     |

★令和7年9月以降のご利用分から、第1子の方も補助対象になります。

※1)実費負担額が補助上限額に満たない場合は、実費負担額が補助上限額となります。

※2)給食費(食材料費)に係る費用がある場合、別途 3,000 円を上限に上乗せして補助します。

## 保育認定について

**注意**

保育認定がない場合、この補助金は対象外となります。

施設の利用開始が始まる前に保育認定の申請を済ませるようにしてください。

現在認定をお持ちの方も、年1回(例年7月上旬頃)更新手続きがあり

就労証明書等の再提出が必要です。提出がなく認定が切れてしまった場合

補助対象外となります。詳細はこちらのホームページからご確認ください。



区ページ ID  
1403

## Q&A

| No. | 質問                              | 回答                                                                                                                                                                        |
|-----|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 郵送で申請することは<br>できますか？            | 区HPから紙の申請書類のダウンロードが可能です。<br>①請求書②家族状況届③領収書兼保育提供証明書<br>を郵送でお送り下さい。<br>(窓口は、区役所本庁舎第2庁舎2階22番窓口<br>のみです。各総合支所や出張所の窓口では<br>受け付けていないためご注意ください)<br>郵便事故等もあるため、可能な限り電子申請にご協力ください。 |
| 2   | 締切日を過ぎてしまい<br>ました。申請はできま<br>すか？ | 最終提出締切日に申請が間に合わなかった場合、いかなる理由で<br>も補助金はお支払いできません。令和7年度の最終提出締切は<br>令和8年4月14日です。申請漏れにご注意ください。                                                                                |



区ページ ID  
1524

## 問い合わせ先

世田谷区 子ども・若者部内 幼保補助金事務センター

03-6453-4990 (平日 8:30-17:00 ※庁外のセンターで受電)

【窓口】〒154-8504 世田谷区世田谷 4 丁目 21 番 27 号(第 2 庁舎 2 階 22 番窓口)

保育認定・調整課 認可外保育施設担当